

サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準公開草案の解説（第1回）

公認会計士 よしむら こうへい 吉村 航平

サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）は、2024年3月29日に、以下の3つの公開草案（以下あわせて「本公開草案」という）を公表した¹。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

本解説記事では2回にわたり、本公開草案の提案の概要について、IFRSサステナビリティ開示基準との相違点にも触れながら解説する。この第1回では、本公開草案開発の基本的な方針及び「適用基準案」の概要について解説する。

1. 本公開草案開発の基本的な方針

（1）国際的な比較可能性

SSBJは本公開草案の開発にあたり、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が2023年6月に公表した、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という）及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）の定めを取り入れている。ただし、すべての定めを無条件で取り入れるわけではなく、我が国独自の状況を勘案し、IFRS S1号及びIFRS S2号（以下あわせて「ISSB基準」という）の一部の要求事項を修正した選択肢を追加するなどの対応を行っている。

2024年4月には、SSBJ事務局から「IFRSサステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧²」が公表されており、ISSB基準と本公開草案との差異等が説明されている。また、「本公開草案においてSSBJが追加する

我が国固有の選択肢のいずれも適用することを選択しない場合、SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）に準拠した開示がISSB基準にも準拠した開示になることを意図している」、とも説明されている。

（2）本公開草案の構成

本公開草案では、ISSB基準の内容を取り入れる場合であっても、主として基準の読みやすさを優先してISSB基準の定め順番等を入れ替えたり、用語を言い換えたりしている。

また、IFRS S1号は、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本的な事項を定めた部分と、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（以下「コア・コンテンツ」という）を定めた部分とで構成されている。本公開草案では、我が国におけるIFRS S1号に相当する基準を、基本的な事項を定める「適用基準」と、コア・コンテンツを定める「一般基準」とに分けて示すことを提案している。

（3）本公開草案の適用対象企業

本公開草案では、その適用対象企業を定めていない。しかしながら、金融庁から「SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる」との方向性が示されたこと³を踏まえ、プライム上場企業が適用することを想定して、本公開草案の開発を行っている。ただし、それ以外の場合（例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、法令に基づかず、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合）も適用できるとしている。

2. 適用基準案の概要

適用基準案は、本公開草案に準拠したサステナビリティ

¹ https://www.ssb-j.jp/news_release/400713.html

² https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/2024ed01_05.pdf

³ 2024年2月19日金融庁第52回金融審議会総会・資料1参照

イ関連財務開示を作成し、報告する場合において、基本 っている。
となる事項を示している。適用基準案は以下の構成とな

| 項目 | 主な内容 |
|------------------------|--|
| 目的 | SSBJ基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合において、基本となる事項を示す |
| 範囲 | SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり適用する 関連する財務諸表がどの会計基準に準拠して作成されているかを問わない |
| 用語の定義 | |
| サステナビリティ開示基準の構成 | 以下のものから構成される <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ開示ユニバーサル基準（適用基準） サステナビリティ開示テーマ別基準（一般基準・気候基準） |
| 報告企業 | サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業 ⁴ に関するものである |
| 関連する財務諸表 | 関連する財務諸表を特定できるようにする サステナビリティ関連財務開示と同じ文書において関連する財務諸表が報告されていない場合、以下の事項を開示する <ul style="list-style-type: none"> 関連する財務諸表の入手方法 関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準の名称 |
| 数値の表示に用いる単位 | 報告する数値の表示に用いる単位（CO ₂ 相当のメートル・トン（mt(e)）、グラム(g)、ジュール(J)等）を開示する |
| 法令との関係 | 法令により開示が禁止されている場合、重要性がある ⁵ 情報であっても開示する必要はない |
| 商業上の機密情報 | 以下の要件をすべて満たし、サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密であると企業が判断した場合は、当該情報を開示しないことができる <ul style="list-style-type: none"> 当該情報が、一般に利用可能となっていない 当該情報を開示することにより、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る 機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定め目的を満たすことができるように当該情報を集約して開示することができないと企業が判断している |
| 有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性 | 基本的な質的特性：関連性、忠実な表現（完全で、中立的で、正確な描写） 補強的な質的特性：比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性 |
| 適正な表示 | 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する SSBJ基準の具体的な定めをすべて適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示する |
| 集約及び分解 | すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するかを決定する |

4 適用基準案の結論の背景において、「報告企業は、連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表に含まれる企業集団をいい、連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は個別財務諸表を作成する企業をいう」と説明されている。

5 適用基準案において、「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること」と定義されている。

| | | |
|-----------------------------|---|--|
| つながりのある情報 | 以下のつながりを理解できるように情報を開示する <ul style="list-style-type: none"> ● 情報が関連する項目の間（例：さまざまなリスク及び機会の間）のつながり ● サステナビリティ関連財務開示内の開示の間（例：コア・コンテンツに関する開示の間）のつながり ● サステナビリティ関連財務開示と、その他の一般目的財務報告書の情報（例：関連する財務諸表）とのつながり <p>サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準を考慮したうえで、可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いるデータ及び仮定と整合させる</p> | |
| 合理的で裏付け可能な情報 | SSBJ基準において、合理的で裏付け可能な情報（報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報）を用いることを求めている場合、その定めに従う | |
| サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示 | 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、以下のことを行う <ul style="list-style-type: none"> ● バリュー・チェーンの範囲の決定 ● 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別 ● 識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別 | |
| 情報の記載場所 | あわせての開示 | 関連する財務諸表とあわせて開示する |
| | 相互参照 | 以下の要件をすべて満たす場合は、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に情報を含めることができる <ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令が、相互参照により開示を行うことを禁止していない ● サステナビリティ開示基準の定めに従っている ● 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で利用可能であり、サステナビリティ関連財務開示が利用可能となる時点で利用可能となっている ● サステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない |
| 報告のタイミング | 同時の報告 | 関連する財務諸表と同時に報告する |
| | 報告期間 | 関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とする（ただし、別段の定めがある場合を除く） |
| | 12か月よりも長い短い報告期間 | 報告期間の末日を変更して、12か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、関連する一定の開示を行う |
| | 公表承認日 | 公表承認日と、承認した機関又は個人の名称を開示する |
| | 後発事象 | 報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新規の情報に照らして、当該状況に関する開示を更新する（いわゆる修正後発事象） 報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、当該情報を開示する（いわゆる開示後発事象） |
| 比較情報 | 比較情報の開示 | 当報告期間に開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示する 当報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示する |
| | 比較情報の更新 | 前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、以下の事項を開示する（ただし、実務上不可能である場合や、見積りの数値が将来予測的なものである場合を除く） <ul style="list-style-type: none"> ● 新規の情報を反映して更新された比較対象の数値 ● 前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異 ● 比較対象の数値を更新した理由 |

| | |
|---------|--|
| 準拠表明 | 法令の要請に基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合、当該法令の名称を開示する SSBJ基準のすべてのために準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がSSBJ基準に準拠していると記述してはならない |
| 判断 | サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報を開示する |
| 測定の不確実性 | サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報を開示する |
| 誤謬 | 重要性がある過去の報告期間の誤謬について、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正する (ただし、サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求する法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときは、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱いに従う) |
| 適用時期等 | 適用時期 強制適用時期は本公開草案では定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる |
| | 経過措置 適用初年度における経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 比較情報の開示は要求されない 気候関連のリスク及び機会に関する情報のみ開示することができる |

(1) 合理的で裏付け可能な情報

「合理的で裏付け可能な情報」を用いるという考え方は、ISSB基準において採用された考え方である。ここで、適用基準案の結論の背景においては、何が「合理的で裏付け可能な情報」であるかを判断するにあたり、以下のことを行うことが考えられると説明されている。

- 合理的に利用可能なすべての情報（企業が既に有している情報を含む）を考慮しなければならない。
- 既知の情報を無視することは禁じられる。
- 情報を使用するための適切な基礎を有し、情報が裏付け可能となるように、SSBJ基準の定めを満たさなければならない。

- 報告期間の末日において利用可能な情報（過去の情報、現在の情報又は将来予測的な情報（将来の状況の予想を含む）など）を考慮しなければならない。
- 情報の網羅的な探索を実施することは求められない（情報は過大なコストや労力をかけずに利用可能であるべきである）。

本公開草案においては、高度な判断を要し、測定の不確実性を伴うなどの特定の項目に関して、ISSB基準と同様に、「合理的で裏付け可能な情報」に関する定めを設けている。本公開草案において、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならないと定めている項目は以下のとおりであり、ISSB基準と整合している。

| | |
|-------|---|
| 適用基準案 | <ul style="list-style-type: none"> バリュー・チェーンの範囲の決定 サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別 |
| 一般基準案 | <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連のリスク及び機会の予想される財務的影響 |
| 気候基準案 | <ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスク及び機会の識別 気候関連のリスク及び機会の予想される財務的影響 気候関連のシナリオ分析 特定の産業横断的指標等の開示の作成 スコープ3温室効果ガス排出の測定 バリュー・チェーンの範囲の決定 |

(2) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

適用基準案において、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに重要性がある情報を識別するにあたっては、以下のガイダンスの情報源を参照し、その適用可能

性を考慮することが要求又は容認されている。いずれもISSB基準において参照し、その適用可能性を考慮することが要求又は容認されているガイダンスの情報源の内容と整合的な定めとなっている。

| | |
|--------------------------|--|
| 参照し、その適用可能性を考慮しなければならぬもの | <ul style="list-style-type: none"> ● SASBスタンダード⁶ (2023年12月最終改正) ● IFRS S2号の付属ガイダンスである「産業別ガイダンス」(2023年6月公表)(気候関連のリスク及び機会並びに開示について) |
| 参照し、その適用可能性を考慮することができるもの | <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS財団が公表する「CDSBフレームワーク適用ガイダンス⁷」 ● 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書 ● 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会並びに開示された情報(指標を含む) <p>また、以下のガイダンスの情報源は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別する場合にのみ、主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用であり、また、SSBJ基準と矛盾しない範囲で、参照し、その適用可能性を考慮することができる(すなわち、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する段階においては、参照し、その適用可能性を考慮することはできない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)が公表する「GRIスタンダード」 ● 欧州連合(EU)の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に定められる「欧州サステナビリティ報告基準」(ESRS) |

① 参照すべきSASBスタンダード

適用基準案において、参照し、その適用可能性を考慮することが要求されるSASBスタンダードについては、2023年12月に最終改正されたものである。このような定めはIFRS S1号には設けられていない。

そのため、IFRS財団により「SASBスタンダード」が改正された場合、自動的に改正後のSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されず、SSBJにおいて改正後のSASBスタンダードの内容を検討し、適正手続を経て適用基準を改正してから、改正後のSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することが要求されることになる。

② 適用可能性の考慮

適用基準案の結論の背景において、「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たすために企業がどのような検討を行ったのか、その考慮の過程についての概要が理解できるものを、報告期間ごとに文書として明確にすることが考えられる旨が説明されている。

③ GRIスタンダード及びESRSの取扱い

GRIスタンダード及びESRSは、一般目的財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図しているため、これらの基準に従って提供される開示が、必ずしも一般目的財務報告書の主要な利用者には有用な情報を提供するとは限らない。このため、GRIスタンダード又はESRSを用いて識別された情報が、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用であり、また、SSBJ基準と矛盾しない範囲で、GRIスタンダード又はESRSを参照し、その適用可能性を考慮することができる。

(3) 報告期間

適用基準案においては、IFRS S1号と整合的に、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないとされている。これに加え、適用基準案では、以下のような追加的な定めが設けられている。

① 子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合

我が国の会計基準に基づき連結財務諸表を作成する場合、連結財務諸表に含まれる親会社の財務情報の報告期間(例えば4月から翌年3月)と、子会社等の財務情報の報告期間(例えば1月から12月)が異なる場合がある。適用基準案の結論の背景において、このような場合には、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、子会社の財務情報の報告期間と同じ期間(前述の例の場合は1月から12月)を対象とすることになる、と説明されている。

② 法令の要請による指標の報告の場合

企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間(例えば1月から12月)がサステナビリティ関連財務開示の報告期間(例えば4月から翌年3月)と異なる場合がある。適用基準案において、このような場合、一定の要件をすべて満たすときは、当該指標の報告のための算定期間(前述の例の場合、1月から12月)を用いて当該指標について報告することができると定められている。

以上

6 IFRS財団が2022年8月に統合した旧価値報告財団のサステナビリティ会計基準審議会(SASB)が開発した、77の産業別のサステナビリティ開示基準を示している。

7 IFRS財団が公表する「水関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」及び「生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス」を示している。